

安倍政権と憲法—上からの改憲をはね返す

朝日新聞 2015年5月3日(日)

その日は、夜来の雨に風が加わる寒い日だった。

それでも1947年5月3日、皇居前広場には1万人が集い、新憲法の施行を祝った。

朝日新聞はこう伝えた。「おのおのの人がきょうの感慨に包まれながら来る中に、わけて嬉(うれ)しげに見えるのはその権利を封建の圧制から解き放たれた女性の輝かしい顔である」

■またも「裏口」から

それから68年。安倍政権は再来年の通常国会までには憲法改正案を国会で発議し、国民投票に持ち込む構えだ。

自民、公明の与党は衆院で発議に必要な3分の2の勢力を持つが、参院では届かない。このため自民党が描いているのが「2段階戦略」だ。

自民党の最大の狙いは9条改正だ。だが、国会にも世論にも根強い反対があり、改正は難しい。そこで、まずは野党の賛同も得て、大災害などに備える緊急事態条項や環境権といった国民の抵抗が少なそうな項目を加える改正を実現させる。9条に取り組むのは、その次だ。

「憲法改正を国民に1回味わってもらおう」という、いわゆる「お試し改憲」論である。

安倍氏は首相に返り咲くと、過半数の賛成で改憲案を発議できるようにする96条改正を唱えた。ところが、内容より先に改正手続きを緩めるのは「裏口入学」との批判が強まった。

9条改正を背後に隠した「お試し改憲」もまた、形を変えた裏口入学ではないか。

このところ国会で、首相はこんな答弁を繰り返している。

「これは占領軍がつくった憲法であったことは間違いない」「(GHQの)25人の委員が、全くの素人が選ばれて、たったの8日間で作られたのが事実であります」

「押しつけ憲法論」である。GHQのやり方は時に強引だったし、首相のいうような場面もあったろう。ただ、それは新憲法制定をめぐる様々な事実のひとつの側面でしかない。

■だれへの「押しつけ」か

GHQが憲法草案づくりに直々に乗り出したのは、当初の日本側の案が、天皇主権の明治憲法とあまり変わらぬ代物だったからだ。

GHQ案には西欧の人権思想だけでなく、明治の自由民権運動での様々な民間草案や、その思想を昭和に受け継いだ在野の「憲法研究会」の案など国内における下地もあった。

古関彰一独協大名誉教授によると、敗戦による主権制限としての戦争放棄という当初の9条案に、帝国議会の議論によって平和を世界に広める積極的な意味合いが加えられていった。

GHQ案にはなかった「生存権」が盛り込まれたのも、議員の発案からだ。

憲法が一から十まで米国製というわけではないし、首相も誇る戦後の平和国家としての歩みを支えてきたのは、9条とともに国民に根をはった平和主義であることは間違いない。

一方で天皇主権の下、権力をふるってきた旧指導層にとっては、国民主権の新憲法は「押しつけ」だったのだろう。

この感情をいまに引きずるかどうかは、新憲法をはじめ敗戦後の民主化政策を「輝かしい顔」で歓迎した国民の側に立つか、「仏頂面」で受け入れた旧指導層の側に立つかによって分かれるのではないか。

■棄権でなく拒否権を

自民党が2012年にまとめた改正草案の9条は、集団的自衛権を認め、自衛隊を「国防軍」に改めている。

また、「生命、自由及び幸福追求」や「表現の自由」などの国民の権利には、「公益及び公の秩序」に反しない限りという留保がつけられている。これでは天皇によって法律の範囲内で恩恵的に認められた明治憲法下の人権保障と変わらない。

自民党幹部は草案がそのまま実現するとは思っていないというが、同党が理想とする憲法像を映しているのは間違いない。

安倍政権はすでに集団的自衛権の行使を認める閣議決定をし、自衛隊の活動を地球規模に広げる安保関連法案を用意している。報道や学問の自由などお構いなしに放送局に介入し、国立大学に国旗・国歌に関する「要請」をしようとしている。

党の草案がめざすところを、改憲を待つまでもなく実行に移そうというのだろうか。

昨年9条の解釈変更から明文改憲へと向かう自民党の試みは、権力への縛りを国民への縛りに変えてしまう立憲主義の逆転にほかならない。名実ともに選挙に勝てば何でもできる体制づくりとも言える。

憲法を一言一句直してはならないというわけではない。だがこんな「上からの改憲運動」は受け入れられない。政治に背を向け選挙に棄権しているばかりでは、この動きはいつの間にか既成事実となってしまう。

戦後70年。いま必要なのは、時代に逆行する動きに、明確に拒否の意思を示すことだ。

憲法記念日　まず改正テーマを絞り込もう

読売新聞　2015年05月03日

◆「緊急事態条項」の議論深めたい◆

きょう施行68周年を迎えた日本国憲法は、一度も改正されたことがない世界で希有けうな存在だ。

日本の社会や国際情勢の劇的な変化に伴う、憲法と現実の乖離かいらを解消する必要がある。与野党は、憲法改正論議に本腰を入れねばならない。

憲法改正の手続きを定める国民投票法は2007年5月に成立した。14年6月には国民投票権を当面は「20歳以上」とし、施行4年後には「18歳以上」に引き下げる改正法も制定された。改正に向けての環境は整備されつつある。

◆現実的なアプローチで

衆院憲法審査会は連休明けの7日に会合を開き、今後の審議内容に関する各党の意見表明などを行う。最初に取り組むべきは、改正テーマの絞り込みである。

自民党は、「大規模災害などの緊急事態条項の新設」「環境権など新たな権利の追加」「財政規律条項の新設」の3項目を優先するよう提案している。

16年夏の参院選を経たうえ、17年の通常国会前後に国会が改正を発議し、国民投票を実施する日程案も取りざたされる。

無論、憲法改正のハードルは高い。衆参各院の3分の2以上の賛成で発議し、国民投票で過半数の賛成を得ねばならない。

憲法9条の定める自衛権のあり方や衆参両院の役割分担の見直しは、極めて重要な課題である。96条の発議要件の緩和も、高すぎる改正のハードルを是正するのに有効だ。ただ、いずれも国会での合意形成には時間を要しよう。

憲法改正は条項別実施されるため、全体を見直すには、国民投票を複数回行う必要がある。まず、より多くの政党の賛成が得やすいテーマから取り上げるのが現実的なアプローチだろう。

世界のほとんどの国が憲法に緊急事態条項を備えている。

東日本大震災のような緊急事態時には、多くの国民の生命や財産を効果的に守ることが最優先される。首相権限を一時的に強め、地方自治体などを直接指揮することなどを可能にしておくことには、幅広い理解が得られよう。

自民党が12年4月に発表した憲法改正草案は、首相が緊急事態を宣言すれば、法律と同等の効力を持つ政令を内閣が制定できるとしている。その政令は国会の事後承認が必要となる。

憲法に、どんな条項を新設するのか。法律では、より具体的に何を定めておくのか。与野党は、大いに議論を深めてもらいたい。

環境権など、新たな国民の権利の追加も重要なテーマである。

良好な環境を享受する権利については、自民党に加え、「加憲」の立場の公明党も前向きだ。

◆環境権の新設も課題だ

昨年夏の衆院憲法審査会の欧州視察では、環境権の新設が違憲訴訟の増加を招く恐れがあるとの指摘を受けたという。こうした課題も含めて、新たな権利に関する議論を掘り下げることが大切だ。

財政規律条項にも、同様の論点がある。国家財政の健全性を維持することは重要だが、不況対策としての機動的な財政出動が制約されるのは避けねばなるまい。

疑問なのは、民主党が「安倍政権の下では、改正論議に応じられない」などとして、後ろ向きな姿勢を続けていることだ。

現憲法について「連合国軍総司令部（GHQ）の素人たちがたった8日間で作り上げた代物」とする13年の安倍首相の発言を、「憲法軽視」と問題視している。

憲法がGHQ主導で作成されたのは事実だ。この発言を根拠に憲法論議さえ拒むのは野党第1党としての責任の放棄ではないか。

党内に改正に前向きな勢力と慎重な勢力を抱える中、対立の深刻化を避けるために論議を先送りしているようにしか見えない。

◆幅広い合意形成目指せ

維新の党は、憲法改正に基本的に前向きだ。道州制、一院制など統治機構改革に力点を置きつつ、自民党の優先する3項目についても理解を示す。最高顧問の橋下徹大阪市長は「できることがあれば、何でもする」とまで語る。

「自主憲法の制定」を前面に掲げる次世代の党は、国家緊急権の規定などを主張している。

多くの政党や議員が改正に賛成するが、実際に改正項目を絞り込み、具体的な改正原案をまとめ上げる作業は簡単ではない。各党が積極的に歩み寄り、幅広い合意を得ることが肝要である。

国民全体の改正機運を醸成する努力も欠かせない。自民党は、他党や関係団体の協力も得ながら、国民との対話集会などを充実させてもらいたい。

憲法をどう論じる 国民が主導権を握ろう

毎日新聞 2015年05月03日

「憲法とは、未完のプロジェクトである」――。今年初めに亡くなった奥平康弘元東京大教授は、米国のある憲法学者の考え方として、こんな言葉を紹介していた。

時代にそぐわない部分があれば、手直しすることもあっていい。だが憲法には、時代を超えて、変えてはならないものがある。自由や平等などの基本的な人権である。これらは「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」（97条）として、私たちが享受しているものだ。

未完のプロジェクトとは、そうした理念に新しい生命を与えて、社会に根づかせていく、絶え間ない歩みのことにほかならない。

◇憲法への尊重欠く政治

いま政治に携わり、国を動かそうとしている人々に、憲法へのそうした理解と尊重が、果たしてどれだけ備わっているだろうか。

安倍政権と自民党の憲法改正の議論を見ていると、そこには、憲法の本質をゆがめかねない危うさが、潜んでいるように思える。

確かに、憲法をより良いものに作りかえることは、民主国家なら、当たり前のルールである。

ただし、憲法を論ずる際、忘れてはならないことがある。

国民を縛るものではなく、国や政治家など権力を縛るもの、という憲法の根本原理だ。11条が基本的人権を「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とうたい、99条で閣僚や国会議員、公務員らに「憲法を尊重し擁護する義務」を課しているのは、まさにそのためである。

ところが、自民党の改憲草案は、政治家の擁護義務の前に「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」という項目を盛り込んだ。まず国民に憲法尊重義務を課す、という逆立ちした原理が、自民党の改憲論を支える思想なのだ。

さかさまの憲法原理が目指す、改憲の目的とは何か。それは、国や政治家が、自分たちの手に憲法を「取り戻す」ことであろう。

そこには、二つの側面がある。一つは、連合国軍総司令部（GHQ）が作った憲法を、

日本人自身の手で書き換えること。いわゆる「押しつけ憲法」論である。憲法を、国家のアイデンティティーの確立に利用する、上からの憲法論だ。

二つ目は、憲法を、国民の手から政治家の手に「奪い取る」という発想だ。安倍政権が2年前、96条を改正し、国会の改憲発議に必要な数を衆参両院の3分の2以上から過半数に下げて改憲しやすくしようとしたのは、その典型である。

憲法のどこが不備かもっと説明せよ

日本経済新聞 2015/5/3

68年前のきょう、日本国憲法が施行された。皇居前広場で開いた記念式典には雨にもかかわらず、1万人もの群衆が詰めかけた。この国をどうすればよくできるのか。多くの国民がそうした思いを抱いていたからだろう。大事なのは、そこにあふれていた熱気をいまも忘れないことだ。

現憲法は96条に改正のための規定を置く。必要が生じれば見直すのは、憲法制定時から組み込まれた当たり前の流れである。

■世論はなぜ揺れるのか

改憲に向けた環境整備は近年、着実に進む。国民投票のための法整備が2007年になされ、投票年齢をいくつにするのかという課題も昨年、「18歳以上」で最終決着した。衆参両院には国民投票にかける改憲案を練るための憲法審査会もできている。

「国民投票に至る最後の詰め入り口までやっとなら」。1993年の初当選以来、改憲を掲げてきた安倍晋三首相は今年の国会答弁でこんな感慨を漏らした。早ければ来年中にも改憲案の国会での発議にこぎ着けたいというのが安倍政権の目下の胸算用である。

有権者の意識はそこまで至っているだろうか。日本経済新聞とテレビ東京が憲法記念日に先立ち実施した世論調査によると、「現在のままでよい」(44%)が「改正すべきだ」(42%)を上回った。男性は改憲賛成が現状維持よりも6ポイント多かったが、女性は逆に8ポイント少なかった。

2年前には改憲賛成が56%を占めていたことを考えれば、大きな変化である。安倍首相が改憲を訴えれば訴えるほど、そこに危うさを感じる人がいるのだろう。集団的自衛権を巡る憲法解釈を昨年、変更したことも影響していよう。

安倍政権が本気で改憲を目指すならば、世論がなぜ大きく揺れるのか、その理由を考える必要がある。なぜいま改憲が必要なのか、現憲法のどこに不備があるのか。その説明が足りていない。

戦後日本の憲法論争は保革両陣営の勢力争いと絡み、観念論的なせめぎ合いを繰り返してきた。改憲勢力は「GHQ（連合国軍総司令部）が押し付けたマッカーサー憲法を捨て去らなければ日本人の誇りは取り戻せない」と息巻く。護憲派は「平和主義の最後のとりでである憲法に指一本触れさせない」と身構える。

現憲法の原型をGHQが作成したのは多くの証言や記録から疑う余地はない。敗戦国にそれをはねのける力があつたはずはなく、押し付けとの見方は誤りではない。現憲法の名文は民主主義に関する欧米の古典をつぎはぎしただけと酷評する向きもなしとしない。

ただ、押しつけだからすべて廃棄するというのは現実味がない。成り立ちにかかわらず、現憲法はそれなりに定着してきたという護憲派の主張にも一理ある。

安倍首相は先の米議会での演説で「民主主義の基礎を日本人はゲティスバーグ演説の有名な一節に求めてきた」と語った。後発の日本国憲法が過去の名文に似ていたとしても恥じることはない。

改憲か護憲かの二者択一を迫るような憲法論議で国民の理解が深まるとは思えない。現憲法がどんな支障を生んでおり、どう直せばどうよくなるのかがわかる説明をすることが必要だ。

■緊急事態条項の検討を

東日本大震災では多くの行政機能がまひした。自衛隊や警察・消防が臨機応変にできる活動にさまざまな制約がある現体制のままでよいわけがない。憲法に緊急事態条項を新設することには、与野党の枠を超えて賛同する声がある。

大規模な自然災害で国政選挙ができない場合の国会議員の任期の延長も定めておいた方がよい。

にもかかわらず、なかなか議論が煮詰まらないのは、改憲論者の中に、戦争放棄を定めた9条の改正こそが本丸であり、緊急事態条項は前哨戦にすぎないなどと軽くみる気分があるからではないか。

緊急事態条項は行政府に超法規的な権限を付与するものだ。発動要件は厳格であるべきだし、いつまで効力を有するのか、国会の事後承認の仕組みはどうあるべきかなど課題は多い。与野党の真剣な検討を求めたい。

現憲法には(1)参院の権限が強すぎる(2)参院の半数改選は1票の格差を生みやすい——などの問題点もある。だが、現職議員は我が身が脅かされることを懸念し、これら統治構造の弊害には目をつぶりがちだ。

この国をよくしたい。いまの国会議員にその気概が本当にあるのか。有権者が首をかしげている限り、憲法論議は本格化しまい。

憲法施行68年 独立と繁栄守る改正論を 世論喚起し具体案作りを急げ

「希望の同盟—。(日米が)一緒になら、きっとできます」。安倍晋三首相は先月29日の米議会演説を、こう結んだ。

だが、この言葉を真に実現するには、大きな障害が存在していることを忘れてはならない。

「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という憲法前文の規定である。

自国の安全保障を他者に依存する「基本法」を抱えたまま、世界の安全と繁栄にどう貢献していくというのか。

《9条が国防を損なった》

憲法施行から68年がたち、日本を取り巻く環境は、受動的な防衛政策や一国平和主義の継続を、もはや許さないところに来ているのではないか。

日本が国際社会で生き残り、独立と繁栄を維持していくには、憲法を論じ、国のかたちから考え直す作業が欠かせない。

改正国民投票法の施行で、国会が発議すれば、憲法改正国民投票を実施できる仕組みが整った。その後、初めて迎える憲法記念日である。主権者である国民にこそ、あるべき憲法と国家像を思い描くことが求められている。

なぜ憲法改正が必要か。大きな理由の一つは、さきの前文規定とともに、9条が国の守りを損なってきたことだ。それは、憲法が擁護すべき大切な価値さえ国家として失いかねないということだ。

大切な価値とは、日本の独立や国柄、領域、国民の生命財産である。同時に、米国はじめ民主主義諸国と共有する自由の価値観、基本的人権、法の支配などだ。

9条は戦後の平和主義を象徴するものだったが、「戦力の不保持」規定などは軍事を正面から議論することを忌避する風潮を助長してきた。

「専守防衛」も、国会対策から生じた政治スローガンにすぎないものが、基本方針のように位置付けられた。防衛政策や防衛態勢を抑制し、自衛権を十分に行使できなくしてきた弊害は甚大だ。

先の日米首脳会談で、安倍首相とオバマ大統領は日米同盟を地球規模へ広げることで合意した。それを支えるのは、新しい「日米防衛協力指針（ガイドライン）」であり、自衛隊の集団的自衛権の限定行使容認を反映させる。

それに向け、安倍政権が9条の政府解釈の是正に踏み切ったことは、むしろ安全保障政策の大きな転換である。だがゴールではないことも明確にしておきたい。

安保関連法案は条文化作業の段階に入ったが、ここにいたる間にも、集団的自衛権行使などで、9条の解釈をめぐる過剰な歯止めがかけられてきた。万が一の際、自衛隊にとって、機動的に役割を発揮しにくくなる懸念をもたらしている。

国連決議に基づく集団安全保障措置にしても、今の9条の下では自衛隊の武力行使は認められない。国際社会のフルメンバーとしての責任を果たせない。

9条改正で自衛隊を「軍」と正式に位置付けなければ、解決しない問題となっている。

《緊急事態の備え大切だ》

国会では、衆参の憲法審査会で、緊急事態条項の創設を優先課題にするかが焦点だ。東日本大震災を経験し、関心が高まっている面もあるが、緊急時に国家が国民の生命財産をいかに守るかという意味では、安全保障も同様である。不備は正さねばならない。

気がかりなのは、国民が憲政史上初めて、憲法改正の是非を決められるようになったにもかかわらず、その機運が必ずしも高まっていないことだ。産経新聞とFNN（フジニュースネットワーク）の4月の世論調査では、憲法改正に賛成する人は40・8%で、反対の47・8%を下回った。

改正賛成派が過半数だった時期もある。集団的自衛権の限定行使に対する世論の理解が十分進んでいない面もある。安倍首相や自民党は、安全保障と憲法の関係や改正の意義について、より丁寧な説明を重ねなければならない。

首相が訪米時にさまざまな場面で示した日本の「青写真」について、いかに具体的な肉付けを図っていくかは、今後の主要な政治課題になった。それは憲法改正や国家像に重なるものだ。

首相は改めて憲法改正勢力の結集を図るべきだ。政権を競い合う政党は、正面から議論に参加してもらいたい。

きょう憲法記念日 平和主義の逸脱を危ぶむ

北海道新聞 05/03

日本国憲法が施行されてきょうで68年になる。今年は戦後70年。時代の変化にさらされながらも平和国家の礎となった。その節目の年に重大な危機が訪れている。

安倍晋三政権は昨年7月の閣議決定で集団的自衛権の行使を容認し、先の日米防衛協力指針（ガイドライン）の改定で米軍支援の地理的制約をなくした。自衛隊の活動は地球規模に広がる。安全保障政策の一大転換である。

憲法は大きな岐路に立たされている。武力に頼らない平和主義の精神を未来へと引き継ぐ決意を新たにしなければならない。

■守るべき歯止め失う

1月に死去した函館出身の憲法学者奥平康弘さんの「志をつぐ会」が先月、東京都内で行われた。最後に参加した集会の映像が上映され、奥平さんは安倍政権の「積極的平和主

義」を「まやかしの平和主義」として厳しく批判した。

その「積極的平和主義」のもと、安倍政権は日米の新ガイドラインで切れ目のない協力関係をうたった。グローバルな軍事協力にほかならない。「専守防衛」の原則を捨てたに等しい。

集団的自衛権の行使容認の閣議決定を受けた安全保障法制の論議は後半国会の焦点である。

その審議を行う前に、新ガイドラインには早々と行使容認が反映されている。

歴代政権は憲法9条のもと武力行使を受けた場合だけ自衛のための必要最小限度の武力行使ができ、他国を守るための集団的自衛権行使は許されないとしてきた。

湾岸戦争後、国連平和維持活動（PKO）への自衛隊参加に道を開き、自衛隊の海外派遣は拡大の一途をたどった。

それでも自重する一線があった。外国の戦争に日本は参加しないことだ。この歯止めがあればこそ自衛隊は戦争に巻き込まれることがなく、創設以来、戦闘で一人の死者も出さなかった。

安倍政権の方針は海外での武力行使に道を開き、他国の戦争に巻き込まれる可能性が否定できない。戦後の国づくりの原理からの逸脱だ。国民を置き去りにしたまま突き進もうとする政府の姿勢を認めるわけにはいかない。

憲法前文に「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し」とある。奥平さんら戦争を知る世代の願いとともに思い起こしたい。

■力に勝る共存の視点

安倍首相は軍事的な拡張を図る中国を念頭に「わが国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増している」と繰り返す。だが国の安全保障は武力だけではあるまい。

中国の海洋進出に自制を求めるのは必要だが、抑止力を口実に軍拡競争に入る愚は避けたい。

未来の日本と、そこに生きる国民、近隣諸国民との共存にとって何が望ましいのか、いま一度立ち止まって考えるべきだ。

国際情勢を冷静に分析し、力の対決を避ける外交が今ほど求められている時はない。

日中は経済をはじめ相互依存関係にある。人的交流も幅広い。気候変動や大気汚染など、ともに取り組むべき問題もある。

人やモノの交流をさらに深め、緊密化すれば、軍事的対立が国益を損ねる機運が生まれ

るはずだ。

大事なのは力に頼らない共存の視点である。

日米同盟の軍事的な側面ばかり目を奪われていては、地域の平和と安定は守れない。

■立憲主義の確認こそ

平和主義の柱である9条の行方が懸念される。

自民党は国会の憲法審査会で議論を行い、来年夏の参院選後に最初の改憲発議を目指す。大規模災害時などに特例を定める「緊急事態条項」など、抵抗の少ないテーマから手を付けたうえで、本丸の9条改憲に進む案が論じられる。

与党の一存で強引に前に進めるのではなく、冷静な議論を積み重ねていくことが大事だ。一度改定を経験すれば、9条改憲は容易だという発想は認められない。

憲法は不磨の大典ではない。改憲のための議論ではなく、人権や生活を守る上で不具合が生じたならば、その実態に応じて改定を論議すればよい。

いまの憲法が戦勝国の押しつけだとの主張もある。だが国民主権や基本的人権の尊重、平和主義を根幹とする憲法は国民にすでに定着している。押しつけとの主張には意味を見いだせない。

衆院憲法審査会の保岡興治会長は「政権や政策をめぐる対立から距離を置き、大局的な見地に立って議論すべきだ」と訴えた。

そうであるならば、まず権力に縛りをつける「立憲主義」の確認を求めたい。縛られる側の権力者に都合の良い内容にしてはならない。憲法はだれのためのものか。この点があらためて問われる。

揺らぐ最高法規／今こそ憲法に向き合いたい

河北新報 2015/5/3

国の最高法規、憲法が揺らいでいる。改正のための国民投票法改正で大半の与野党が合意し早晚、改憲に向けた制度面の環境が整う見通しだ。

揺らいでいるという意味は、それだけではない。実質的な「改憲」が進んでいる実態にこそある。改憲の動き自体、憲法を重くみる故の対応にもかかわらず、憲法を軽視する流れが強まっているような危うさを感じる。

戦後70年。今こそ、普段あまり意識することのない憲法に向き合う時と受け止めたい。

改正は2016年の参院選後にも予想される。もっとも、肝心の各党の立ち位置はまちまち。発議に必要な衆参両院での「3分の2以上」の議席の確保が前提であり、問うべき項目の調整も見通せず、改憲は容易ではあるまい。

主権者として、その推移に無関心ではいられないが、現実には憲法と社会の関わりを問うてみるよう求めている。改正の是非を論議する前に、政治が憲法の理念を踏まえた政策を

実行し、暮らしの支えとしているかということだ。

例えば、「国民の知る権利」との関係が曖昧な特定秘密保護法の制定、「平和憲法」を逸脱したかのような解釈見直しによる集団的自衛権行使容認の閣議決定。憲法の規定に合致しているだろうか。

政権与党によるメディアけん制の動きが目立ち、民主主義を守り育む報道や表現の自由が揺らいでもいる。

例えば、沖縄県にある米軍普天間飛行場の移設問題。名護市辺野古への受け入れを、民意が4度も拒否しているにもかかわらず、政府は「唯一の解決策」と譲らない。

主権回復が大きく遅れ、大戦のつけを一人負わされる形で、過剰な基地負担に苦しむ沖縄の意思を軽んじ続けるならば、戦後民主主義の空洞化と言わずして何と言おう。

例えば、生存権に深く関わる生活保護など弱者への目配りを後退させる政治の現状。厳しい財政事情が背景にあるにしても「自己責任」の風を吹かせ過ぎてはいまいか。

現憲法の三原則、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」の理念を、ないがしろにする動きが強まっている印象を拭えない。

権利ばかりで義務の視点が弱い、と現憲法を問題視する自民党の改憲草案は「国防軍の保持」をうたい、「公益」「公の秩序」といった国家優先的な文言を躍らせる。

そもそも憲法は国民ではなく、暴走しがちな国家権力を縛るもの。世界で受け入れられている立憲主義の根幹だ。

国民が憲法に不都合を感じ、改正を強く望んでいるのであれば、応えるのは当然だ。ただ、世論誘導的な振る舞いは本末転倒というほかない。現実との乖離（かいり）があるのなら、詰める手だてを尽くすのが先決で、掲げた「理想」を放棄する前に、まずは憲法を生かすことに心を砕くべきだ。

押しつけ憲法との指摘もあるが、受け入れたのは国民であり、戦後の平和と繁栄の支柱となった事実も重い。

現憲法は戦争への反省を踏まえた「国際公約」としての性格も帯び、改憲には広範な説明責任を伴う。そのことも忘れてはならない。

危機の憲法 変わる自衛隊 9条の防波堤が崩れる

信濃毎日 05月03日(日)

「自衛隊を今後とも軍隊と呼称することはない」。佐藤栄作首相が国会で表明したのは1967年だ。

それから半世紀近くたつ。過去の答弁など関係ないということか。安倍晋三首相は3月、国会で自衛隊を「わが軍」と呼んだ。

菅義偉官房長官は「自国防衛を主な任務とする組織を軍隊と呼ぶのであれば、自衛隊も軍隊だ」などと擁護している。

政府は、「国際法上、一般的には軍隊として取り扱われるものとする」との答弁書も閣議決定した。開き直りのような対応だ。

<軍隊との違いは>

警察予備隊、保安隊を経て自衛隊が発足したのは、敗戦から9年後の54年だ。「陸海

空軍その他の戦力は、これを保持しない」とする憲法9条との関係は、保安隊のころから論点になっていた。

現憲法の下、なぜ自衛隊を保持できるのか。

「自衛のための必要最小限度の実力組織」であり、9条のいう戦力には当たらない。政府は、そう主張してきた。

元内閣法制局長官の阪田雅裕さんによると、政府の9条解釈は長らく2点を根幹としてきた。

(1) 必要最小限度の実力組織である自衛隊は9条に違反しない (2) 日本への武力攻撃を排除するために個別的自衛権を行使する場合を除き、武力行使は許されない

国会で積み重ねた解釈は9条と自衛隊を結ぶ糸だった。それを安倍政権は集団的自衛権の行使を容認する解釈変更で断ち切った。

自衛隊は専守防衛に徹する。それが多くの国民の合意であり、9条がその盾にもなってきた。

自衛隊を変質させつつある中での「わが軍」発言である。

<政府の判断次第で>

歴代の政府は9条の解釈に基づき、自衛隊の海外での武力行使を禁じてきた。さらに、他国と一緒に戦闘していると取られる活動も認めていない。「他国の武力行使との一体化」という考え方だ。

新たな安全保障法制は、9条の縛りを次々に外す。

集団的自衛権を行使するための法律が整えば、海外で武力行使できるようになる。安倍首相は、中東のホルムズ海峡で停戦前の機雷掃海も行えるとの考えを示す。機雷掃海は、改定した日米防衛協力指針（ガイドライン）で日米協力の具体例にも挙げた。

「一体化」を避けるため、海外での活動を「非戦闘地域」などに限定してきた考え方も捨てる。政府は、戦闘が起こり得る場所でも現に行われていなければ支援できるよう解釈を変えた。弾薬の提供も解禁する方向だ。

後方支援はただでさえ、戦闘行為と明確に切り離せるのか疑問がある。弾薬も運べるとなれば、境界線はなお曖昧になる。敵対する相手は、戦闘の一部を担う部隊として攻撃対象と見なすだろう。

「海外派兵は一般に許されないという従来原則は一切、変わらない」「かつての湾岸戦争やイラク戦争での戦闘に参加するようなことは決してない」。首相の発言を額面通りには受け取れない。

憲法の縛りがなくなれば、やるやらないは政府次第だ。理屈さえ付けば、自衛隊を海外に派遣できる。武力行使にも踏み切れる。今はやる気がないとしても、そのまま続くとは限らない。国際情勢の変化などを理由に方針はいくらでも変えられる。

政府は「日米同盟」の強化を表明している。安保法制が整い、米国から自衛隊の派遣を求められたとき、拒めるとは思えない。できるのに「やらない」では、米国を失望させる。かえって日米関係にマイナスになる。

<必要最小限度か>

地球規模での協力をうたった新ガイドラインによって自衛隊と米軍の一体化が進む。任務の一部を肩代わりするために人員や装備の増強が必要になり、コストも膨らむだろう。

人道復興支援など非軍事分野の貢献によって得てきた国際社会からの評価を損なうことにもなりかねない。

政府は、国連平和維持活動(PKO)など紛争後の自衛隊の任務も広げようとしている。欧州連合(EU)による停戦監視といった国連が統括しない活動に随時、参加できるようにする考えだ。武器使用を前提に治安維持も担えるようにする。

自衛隊の海外展開では、見過ごせない動きがある。政府が第2次大戦後、初めて海外に「基地」を設けたことだ。ソマリア沖の海賊対策で隣国ジブチに構えた拠点の維持、活用を考えている。

海外で当たり前活動する自衛隊は、「自衛のための必要最小限度の実力組織」と言い難い。「外征」できる軍隊そのものではないか。あらためて憲法との整合性を問う必要がある。9条を空文化する安保法制を政府の思うままに整えさせるわけにはいかない。

憲法記念日に 平和国家の歩みを続けよう

1947年5月3日。本紙の社説は、この日施行された新憲法についてこう記す。

「われわれは今、日本の歴史にかつてみない更衣(こうい)を行って、思うさま四肢を伸ばしてかっ歩しようとしている。(中略)『人類普遍の原理』を実現して外には平和国家、文化国家として世界の進展に寄与し、内には自由と個人の尊厳を確保する真剣な努力を払おうとする建設の喜びこそ、今日の喜びの中核ともなるべきものなのである」

新時代の幕開けへの高揚した気分がにじむ一文だ。そこに記された「平和国家として世界の進展に寄与する」道を、戦後の日本は踏み外すことがなかったとあっていい。「必要最小限度の実力組織」として自衛隊を持ち、米国や国際社会の要請でアフガニスタン戦争やイラク戦争へ派遣してきた事実はあるが、そのつど特別措置法を制定し、派遣場所も「非戦闘地域」に限定するなど抑制的に対応してきたのが日本の歩みだった。

9条が守った一線

その歯止めが憲法9条であったことは言うまでもない。戦争の放棄、戦力の不保持、交

戦権の否認をうたい、理想と現実のギャップを抱えつつも、日本の政治を非軍事的な平和や安全保障へと方向づける大事な役割を担ってきた。自衛隊員が戦闘で1人も殺し殺されることがなかったのは、平和憲法の下で海外での武力行使はしないという一線を守ってきたからだ。

だが、安倍政権は積極的平和主義の名の下に9条のハードルを下げ、従来の抑制的な安保政策を大きく変えようとしている。集団的自衛権行使を含め、自衛隊の任務を大幅に拡大する安全保障関連法案を今月中旬の国会に提出する予定だ。成立すれば、海外での武力行使に道を開くことになる。

4月末、日米防衛協力指針（ガイドライン）が法案を先取りする形で18年ぶりに改定された。「切れ目のない」共同対応を掲げ、事実上、日本周辺に限られていた協力範囲を地球規模に広げて、自衛隊と米軍の一体化を一段と進める内容だ。日本側からの提案で改定されたというが、国内議論を経ずに、これほど大きな変更を行うのはあまりにも乱暴だ。

防波堤を失うリスク

首相が日米同盟の強化に走る背景には、海洋進出を強める中国への危機感がある。日米の緊密化で抑止力を高めるのが狙いだ。だが財政難に苦しむ米政府は、法改正を利用して国際戦略を日本に肩代わりさせ、軍事的要求を強める可能性が高い。

実際、外交防衛政策に影響力を持つ米上院軍事委員会のマケイン委員長（共和党）は、自衛隊による中東・ホルムズ海峡での機雷掃海活動や南シナ海での哨戒活動に早くも期待を表明している。

戦後日本が掲げてきた平和主義は、単に理想を語る看板ではなく、米国の軍事的な要求を断る現実的な防波堤としての役割も担ってきた。日本が従来の9条の制約を踏み越え、米軍の補完的役割を担おうとすれば、中国や北朝鮮と向き合う以上に大きなリスクを背負うことにもなりかねない。

これまでの平和国家の道を変える必要が本当にあるのか。国民一人一人がよく考えてみる必要がある。従来の個別的自衛権と日米安全保障条約の枠組みで平和は維持できないのか。他国の戦争に巻き込まれる恐れのある集団的自衛権にあえて踏み込む必要はあるのか。そういう根本の議論が十分になされないまま「積極的平和主義」が一人歩きしている。

安倍首相は第1次政権以来、日米同盟強化に向け、前のめりな姿勢を続けてきた。

歴代政権は、他国を守る集団的自衛権行使を憲法上許されないとしてきたが、憲法改正の手続きを踏まずに解釈変更で昨年7月、強引に容認した。指針改定の際には文案調整する防衛省幹部を官邸に呼び、「日本として行けるところまで行け」と指示したという。

対等な日米同盟の夢

首相が集団的自衛権に積極的になる根底には、祖父・岸信介元首相から受け継いだ「対等な日米同盟」をめざす政治信条がある。岸氏は、米軍の日本防衛義務が明記されずに片務的とされていた旧安保条約の改定に踏み切った。その姿に自らを重ね、集団的自衛権行使容認も「歴史の評価に十分に耐え得る」と、かつて講演で語ったという。

だが、海外での武力行使に道を開くことになれば、自衛隊はリスクの高い任務が増え、戦死の恐れも強まる。そのことに国民的な合意があるとは思えない。平和国家を大きく変質させる法案である。国会は責任の重さを自覚し、議論を尽くしてほしい。共同通信が4月末に実施した世論調査では、今国会での法案成立に48・4%が反対し、賛成を13ポイント上回った。

「対等な日米同盟」へ安倍政権は憲法改正も視野に入れる。首相は自民党幹事長代理だった2005年、雑誌の対談で「憲法を全面的に見直すことなくしては、占領軍による付与のものである戦後体制を自ら変えることはできない」と強調した。その中核には、9条改正による国防軍の保持がある。

憲法記念日に寄せて 政治の抜け道は許さない

京都新聞 2015年05月03日

戦後70年を境にくしくも「国のかたち」が変わろうとしている。いや、変えられつつある。日本の政治状況を端的に表すなら、こんな姿ではないか。決して大げさな捉え方ではない、と考えます。

主権者である国民の意思が十分に反映されないまま、為政者の判断で国の針路が変更される。それも憲法に関わる重大な政策転換がやすやすと進められていく。そうであれば、立憲主義に反します。

▼大いに論じ合おう

安倍晋三首相にあらためて訴えたいことがあります。国の最高規範である憲法の在り方を見直したいのであれば、堂々と国民に提起すべきです。国民もまたそれを受け止め、主権者として「国のかたち」を真剣に考え、声を上げて大いに議論する必要があります。

先月28日、新聞各紙は紙面を大きく割いてその全文を伝えました。新たな日米防衛協力指針(ガイドライン)です。日本と周辺に限定してきた協力の範囲を全地球規模に広げ、自衛隊と米軍の一体化を鮮明にする内容でした。あまりの大転換に唐突感を覚えた人も多かったのではないのでしょうか。

布石が打たれたのは昨年7月でした。集団的自衛権の行使を容認する閣議決定です。決定に至るまでの自民、公明両党の与党協議はわずか2カ月足らずでした。

他方、決定に沿って自衛隊の活動領域などを改める関連法案はまだ国会に提出されていません。国権の最高機関での審議を経ないまま新指針が策定され、日米の約束として合意されました。まさに本末転倒と言わざるを得ません。

選挙で信任を得た政権が閣議決定によって諸施策を打ち出す。その手法は一義的に合法、正統な行為です。日米間の新指針も大まかな合意事項であり、国会の承認を必要とする条約とは異なります。

問題は、安倍政権がそうした国政の仕組みをいわば「抜け道」のように利用し、なし崩し的に「国のかたち」を変えようとしていないか—ということです。そこに危うさを感じます。

憲法は元来、為政者の権限を縛るものです。権力の横暴を許さぬよう人類が生み出した英知でもあります。為政者が憲法に逆らうことはもちろん、その精神を勝手に曲げることも許されません。

憲法は歯止めとして厳しい改正要件を定めています。安倍政権はその要件緩和を企図しつつ、手っ取り早い手法として閣議決定による「解釈改憲」に走った印象が否めません。決定後に国会の判断を仰ぐとしても、「数の力」で劣る野党の抵抗には限界があります。解釈改憲であれば、国民投票という最大の関門も回避されます。

安倍政権下では、武器輸出や政府開発援助（ODA）の対象緩和などを含め、矢継ぎ早に安全保障政策の転換が進んでいます。背景には、中国の台頭、脅威があります。そこでは一定の抑止力が必要です。中東やロシア情勢などを含め、世界各地の安全保障環境に変化が生じたことも事実です。

しかし、軍事に対して軍事で対抗することだけが国防なのか。日米連携の枠を際限なく広げることが国益につながるのか。議論が尽くされたとは到底思えません。諸施策がもたらすリスクについて、首相は多くを語っていません。

▼多様な物差しこそ

私たちは、憲法を一切変えてはならない、という立場は取りません。むしろ、戦後の日本で憲法が果たしてきた役割をどう捉えるか。時代の節目であればこそ、国民自らが憲法とじっくり向き合うことに意義がある、と考えます。

「9条」だけにとどまりません。環境権やプライバシー保護、子どもの権利をどう規定するか。社会で広がる格差、不平等に目を向ければ、改憲を論じる前に、そもそも憲法が生かされているのかという命題にも突き当たります。

メディアの責務も問われています。護憲か改憲かという単純な物差しではなく、多様な議論を呼び覚ます報道を肝に銘じます。

無論、結論を下すのは為政者ではなく国民です。憲法の前文は国民主権を宣言した上で「国政は国民の厳粛な信託による」とうたっています。人類普遍の原理とされる、この精神を貫けば、おのずと政治の抜け道は封じられます。

「立憲」の意味を、今こそかみしめなければならない、と私たちは訴えます。

〔憲法記念日〕 戦争反対 血肉化しよう

沖縄タイムス 2015年5月3日

私たちは今、歴史のどのあたりに、どこに向かって、立っているのだろうか。

安倍政権誕生以来、劇的に変わったのは、憲法・安保をめぐる政治環境である。

安倍晋三首相は2月、自民党の船田元・憲法改正推進本部長と会談した際、初めて改憲時期に言及し、来夏の参院選後が「常識だろう」と語った。

来年夏の参院選の後、早ければ来年か、もしくは再来年に、国会で、憲法改正が発議さ

れるかもしれない。

有権者が国民投票によって憲法改正の是非を判断する—という戦後初めての歴史的な経験が、改憲派の単なる願望ではなく、現実の政治日程として語られるようになった。これは大きな政治環境の変化だ。

船田本部長は4月に宜野湾市で講演し、安倍政権の掲げる「積極的平和主義」を憲法前文に盛り込むことに意欲を示したという。国民の理解が得られたわけでもない—政権の政策を憲法前文に盛り込むとは、恐れ入った。

沖縄と憲法の関わりをひもとくと、戦後日本の、今も続くいびつな姿が浮かび上がる。5月3日の憲法記念日を「沖縄の視座」から憲法を考える日にしたい。



今からちょうど50年前の1965年5月3日、沖縄タイムスの1面中央に松岡政保主席（現在の県知事）からの「祝辞」が掲載された。沖縄にとって「初めての憲法記念日」を祝うメッセージである。

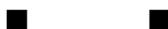
米統治下の沖縄に憲法は適用されていなかったが、立法院（現在の県議会）は「日本国憲法の施行を記念し、沖縄への適用を期する」との理由から「住民の祝祭日に関する立法」を改正し、5月3日を憲法記念日と定めた。

沖縄住民は敗戦後の45年12月、衆議院議員選挙法の改正によって選挙権を一方的に停止され、46年4月に実施された戦後初めての衆院選の際、選挙権を行使することができなかった。憲法制定の場に代表を送ることができなかったのだ。

沖縄代表不在の国会で成立したその憲法は、72年の施政権返還に至るまで、沖縄に適用されなかった。戦後日本は、ある意味で「分断国家」だった、ともいえる。分断された地域の冷戦下の犠牲の上に、戦後日本が築かれたのである。

「一体、自分は何者なのか」—戦後、沖縄の若い世代は大なり小なり、アイデンティティの危機に陥った。米兵が加害者となった交通事故では無罪となるケースが多く、レイプ事件も相次いだ。

戦後70年の今年は、米国がベトナム戦争に本格介入して50周年という節目の年でもある。ベトナム戦争で沖縄は、出撃・補給・後方支援基地としてフル回転した。



「平和憲法の下への復帰」は、復帰運動のスローガンとなった。

だが、実際に施政権返還が実現し、憲法が適用されるようになって初めて気付いたのは、日米地位協定の前では憲法が時に、「無力」だということであった。

憲法と国内法によって保障されたさまざまな権利が、安保・日米地位協定とぶつかった場合、政府は地位協定や関連取り決めで保障された米軍の権利を優先し、米軍の意向に従うことが多い。

憲法改正問題は、時の政治状況や国際環境の影響を受けやすい。この状況を利用して一気に9条改正に突っ走る発想は極めて危険である。中国の海洋進出によって東アジア、南アジアの安全保障環境が悪化しているのは事実であるが、軍備増強による封じ込め策に偏り過ぎてバランスを欠けば、逆効果だ。

憲法前文には「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とある。

沖縄戦を生き残った人々は、この前文に接したとき、干天の慈雨のように感じたに違いない。

戦争は時間がたてばたつほど美化される傾向にある。若い世代にも届くような新たな平和運動を起こし、満身創痍（そうい）の憲法9条に魂を吹き込む必要がある。

憲法施行記念日

初心生かし壊憲阻むことこそ

しんぶん赤旗 2015年5月3日(日)

戦後70年の憲法記念日を迎えました。日本国憲法は、アジア・太平洋戦争での日本の敗戦から約2年後の1947年5月3日に施行されました。侵略戦争を反省し、国民主権、恒久平和、基本的人権の尊重などを原則にした憲法は、戦後70年、憲法施行から68年のいま、その解釈を踏みにじる解釈改憲でも、条文そのものを変えてしまう明文改憲でも、かつてない“壊憲”の攻撃にさらされています。日本を「海外で戦争する国」に変えてしまう“壊憲”の企てを、憲法の初心に立ち返り、力を合わせて阻止することが求められます。

正しいことを先立って

「こんどの憲法では、日本の国が、けっして二度と戦争をしないように、二つのことをきめました」「みなさんは、けっして心ぼそく思うことはありません。日本は正しいことを、ほかの国よりさきに行ったのです」。68年前の憲法施行の直後、当時の文部省が教科書として配布した『あたらしい憲法のはなし』の一節です。

その2年前まで日本が繰り広げた侵略戦争で日本国民とアジア諸国民に甚大な被害を与えたことを反省し、憲法は前文で「政府の責任によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする」決意を明らかにしました。9条で戦争を放棄し、戦力は持たないと決めたことが、『憲法のはなし』でいう「二つのこと」です。

戦後70年、日本はこの憲法の下で自ら戦争を起こしたことはありません。朝鮮戦争で機雷掃海に駆り出された日本人の戦死や、アメリカの戦争に協力しイラクに派兵された自

衛隊員の帰国後の自殺などはありませんでしたが、日本の自衛隊として一人の戦死者も相手国の犠牲者も出していません。憲法の平和原則が支えとなり、日本への国際的信頼を広げてきたのです。

いま安倍晋三政権が進める、「集団的自衛権行使」の憲法解釈を変更し、アメリカが起こすどんな戦争にも自衛隊が参加する「戦争立法」の企ては、憲法前文と9条の平和原則を乱暴に踏みにじるものです。憲法記念日を前に安倍政権はアメリカと戦争で協力する新「ガイドライン」で合意し、まだ国会にも提出されていない「戦争立法」の成立を約束しました。憲法の平和原則はもちろん、主権と民主主義を破壊するものです。

安倍政権が進める、沖縄県民の「島ぐるみ」の反対を押し切った米軍新基地建設や原発の再稼働、消費税増税や労働法制の改悪など暮らし破壊の数々の暴走も、憲法を破壊するものです。安倍政権と自民党は憲法そのものの明文改憲にも乗りだし、改憲案をまとめようとしています。いままさに憲法破壊政治との対決の正念場です。

国民がしっかり守り抜く

「この憲法は、みなさんのつくったものです」「みなさんは、国民のひとりとして、しっかりとこの憲法を守ってゆかなければなりません」。『あたらしい憲法のはなし』はこうも指摘しています。

改憲派は憲法を押し付けられたものだといいます。戦後70年、国民が改憲なしで、なんの不都合も感じなかったことが、憲法の国民への定着を証明しています。

戦後70年を「改憲の年」にするのは許されません。平和といのち、人権を守り抜くために、この憲法を守り生かしていく決意を新たにしようではありませんか。